

南陽市と株式会社山形銀行との地方創生に向けた連携協力に関する協定書

南陽市（以下「甲」という。）と株式会社山形銀行（以下「乙」という。）は、次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力して取り組むことにより、南陽市域の地方創生による地域の活性化に向けて、連携・協力体制の強化を図り、地域の発展に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に定める事項を連携・協力して行うものとする。

- （1） 産業振興に関すること
- （2） 観光振興に関すること
- （3） 企業誘致の促進に関すること
- （4） 移住・定住に関すること
- （5） その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲と乙が別途、個別に協議を行い、連携・協力するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方との間において守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間等）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに甲又は乙から申し出のないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議のうえ、決定する。

本協定の成立を証するために、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年11月 7日

甲 山形県南陽市三間通436番地の1

南陽市長 白岩 孝夫

乙 山形県山形市七日町三丁目1番2号

株式会社山形銀行  
取締役頭取 長谷川 吉茂